

(参考資料) 平成 25 年度 小野市事業利用料 (平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月適用)

【設問16※これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。】の参考としてください。

1 小野市立幼稚園保育料

入園料 (入園時に納入/毎年度ごと)	6,000円
幼稚園保育料 (月額/4月～翌年3月、12箇月)	5,500円



2 小野市保育料基準額表

保育料は、保護者等の「前年分(平成 24 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日の間の収入所得、扶養親族の数等)の所得税額」により、決定(D1～D11)します。

なお、所得税が非課税の場合には、「前年度(平成 23 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日の間の収入所得、扶養親族の数等)に対して賦課された平成 24 年度)市民税額」により、決定(B～C2)します。

階層	定義	徴収基準額 (月額) 円			
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護世帯及び 中国残留邦人等自立支援給付受給世帯	0	0	0	
B	前年度分(平成 23 年	非課税世帯 均等割のみ	8,000	6,000	6,000
C1	分にかかる平成 24		17,000	14,000	13,000
C2	年度)市民税課税状況 が右の区分の世帯 (A,D 階層を除く)		19,000	16,000	15,000
D1	前年分(平成 24 年 分)所得税課税世帯 (A 階層を除く)	8,800 円未満	23,000	20,000	19,000
D2		8,800 円以上 18,800 円未満	27,000	24,000	23,000
D3		18,800 円以上 40,000 円未満	30,000	27,000	24,000
D4		40,000 円以上 56,500 円未満	34,000	31,000	25,000
D5		56,500 円以上 75,000 円未満	39,000		
D6		75,000 円以上 103,000 円未満	44,000	34,000	26,000
D7		103,000 円以上 127,500 円未満	47,000		
D8		127,500 円以上 165,500 円未満	51,000		
D9		165,500 円以上 413,000 円未満	55,000		
D10		413,000 円以上 540,500 円未満	58,000	36,000	27,000
D11		540,500 円以上	63,000		

※階層区分の判定に用いる税額は、住宅借入金等特別控除や配当控除、外国税控除、寄附金控除及び国税電子申告・納税システム(e-Tax)による税額控除をする前の税額です。

※平成 22 年度税制改正により廃止となった控除(年少扶養控除、及び 16～18 歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の控除)が引き続きあるものと想定し、当該控除廃止前の旧税額(所得税額)を再計算して保育料を決定することとしています。

(⇒ 裏面にづく)

(⇒ 表面つづき)

注 1) 同一世帯から 2 人以上の児童が入所されている場合は、次の表のとおり計算して得た額をその児童の徴収金の額とします。

なお、同一世帯で幼稚園や認定こども園（他市）に入園及び兄弟が障がい児通園施設等を利用されている場合は、算定対象人数となります。

児童判断条件	徴収基準額
最も年齢が高い児童	徴収基準額表に定める額
2 番目に年齢が高い児童	徴収基準額×0.5
上記以外の児童	0円（無料）

注 2) B 階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯は徴収金額が 0 円となります。

- ① 母子及び寡婦福祉法に定める母子家庭及びこれに準ずる父子家庭世帯
- ② 次に掲げる「在宅障害児(者)」を有する世帯
 - ア) 身体障害者手帳の交付を受けた方
 - イ) 療育手帳の交付を受けた方
 - ウ) 特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者
 - エ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方



3 小野市放課後児童クラブ(アフタースクール)保護者負担金

区分	通年(月額)	夏休み(期間額)		冬休み(期間額)	土曜日【日額】 (第 2・4 土曜日のみ)
		7/21~ 7/31	8/1~ 8/31		
利用料	6,500 円 (8月のみ 12,000 円)	4,000 円	12,000 円	3,000 円	1,000 円/日
おやつ代	1,500 円	500 円	1,500 円	500 円	60 円/日

※生活保護世帯、又は利用許可年度（平成 25 年度）分の市民税非課税世帯については、申請により、利用料のみ半額減免となる制度があります。

